

## 「新型インフルエンザ保健所対応マニュアル」と厚生労働省「感染拡大防止地域」関連通知（暫定版）

### 地域保健総合推進事業平成 21 年度保健所新型インフルエンザ対策検証班（申請中）

本文は、平成 20 年度地域保健総合推進事業全国保健所長会協力事業の「保健所新型インフルエンザ対策行動計画(案)及び想定事例集作成事業(分担事業者 山口亮 前北海道江別保健所長)」で作成した「新型インフルエンザ保健所対応マニュアル」について、新型インフルエンザ発生後に出された国の通知、事務連絡等を添付し、暫定的に作成したもので、全国保健所長会(担当 岸本益実 広島県北部保健所長)よりサイト運営のご支援をいただいています。 申請人 茨城県筑西保健所長 緒方剛

## 感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域

### (第 6 章 管内発生期の対応)

#### 1. 水際対策

関係省庁において、第一段階の対策を継続しつつ、国外に感染を拡大させないよう、感染者を国内に封じ込めるための対策が行われる。

保健所はこれらの対策に関する情報収集を行う。

-----

厚生労働大臣 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針 5月22日（抄）

水際対策に関して、入国時の検疫対応等については、健康状態質問票に基づく確実な健康状態の把握に力点を置いた検疫を行うこととし、具体的にはブース検疫を行う。ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。

なお、検疫において患者を確認した場合は、当該患者については引き続き隔離措置とする。

-----

#### 2. 検疫所との連携

##### (1) 有症者、濃厚接触者、同乗者及び発生国からの入国者への対応

検疫所から通知書を受けた場合には、健康監視を実施する。

## (2) 患者搬送への対応

検疫所長は、患者の隔離措置を行うにあたって、患者を搬送する医療機関の所在する保健所に対し、患者を搬送する旨を事前に連絡する。

-----  
厚生労働大臣 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針 5月22日 (抄)

濃厚接触者に対しては、停留を行わず外出自粛を要請するなど、より慎重な健康監視とし、居住地等の都道府県等に対して速やかに連絡をとる。  
また、その他の同乗者については、健康監視の対象とはせず、健康状態に異常がある場合には、発熱相談センターへの連絡を徹底する。

-----  
厚生労働省健康局結核感染症課長通知 新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について 5月22日 記 (抄)

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090522-01.html>

保健所は、以下を参考に、速やかに対象者へ電話等により健康監視の方法等を伝えてください。

- (ア) 1日朝夕2回の検温及び体調の変化について、本人が毎日記録すること
- (イ) 発熱や急性呼吸器症状(鼻汁又は鼻閉、咽頭痛、咳)等を認めるときは、本人が保健所に直ちに電話等により報告すること
- (ウ) 保健所が電話等により毎日、別添(PDF:53KB)を参考にして健康状態を聴取すること
- (エ) 期間は新型インフルエンザ患者が搭乗した飛行機等が到着した日から7日間であること
- (オ) 咳エチケット(咳やくしゃみをする際はティッシュで鼻と口を覆う、マスクの着用など)及び石けんとうすいをういた手洗いを励行すること
- (カ) 外出はできる限り控え、学校や職場には行かないことが望ましいこと

健康監視の対象者から発熱や急性呼吸器症状等の報告を受けた保健所は、速やかに感染症指定医療機関等と連携し、適切な診断と治療が行われるように調整してください。また、保健所はその状況を法第15条の3第2項及び第3項の規定に基づき厚生労働省に報告してください。

健康監視の対象者リストの取扱いや健康監視の実施にあたっては、対象者のプライバシー等について十分に配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

## 3. サーベイランス

- 1) 疑い症例調査支援システム、アウトブレイクサーベイランスを中止する。

2) パンデミックサーベイランスを発生状況の把握目的へと切り替え、継続する。

-----  
厚生労働大臣 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針 5月22日 (抄)

季節性インフルエンザのサーベイランスを強化し、新型インフルエンザの発生動向を捉える。

-----  
厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡 新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて (依頼) 6月10日 記 (抄)  
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/06/dl/info0610-01.pdf>

新型インフルエンザの早期探知等の強化のため、当分の間、以下の要領にて運用いただきますようお願いします。

1) 報告の対象

①発生の早期探知の監視

軽症、重症にかかわらず、同一の集団 (学校、施設、同一集会への参加者、家族など) に属する者の中でインフルエンザ (疑い例を含む) が続発していることを知った場合、診断した医師は所管の保健所に報告すること。

②ウイルスの性状変化の監視

インフルエンザ定点医療機関 (入院のための病床を有するものに限る) は、1週間のインフルエンザの入院患者数について、毎週定期的に、別紙2を所管の保健所に報告すること。(患者数0人の報告を含む。)

インフルエンザ定点医療機関以外の医療機関においては、入院を要するものと判断されるインフルエンザの患者を医師が診断した場合、医師は所管の保健所に報告すること。

2) 検体の採取・検査

1) の報告を受けた保健所は、①の当該集団の一部の患者及び②の入院患者について、迅速診断キットB型陽性等、新型インフルエンザが除外される場合を除き、インフルエンザ迅速診断キットA型の結果に関わらず、新型インフルエンザのPCR検査を行うこと。

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡 インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について (依頼) 6月10日 記 (抄)

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/06/dl/info0610-02.pdf>

インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化のため、当分の間、以下の要領にて運用いただきますようお願いします。

#### 1) 検体の採取

インフルエンザ病原体定点医療機関においては、インフルエンザの患者定点として保健所に報告する全ての患者について検体を採取し、地方衛生研究所に送付すること。

#### 2) 検体の検査

地方衛生研究所は、病原体定点医療機関から送付された全ての検体について、季節性インフルエンザの検査とあわせて、インフルエンザ迅速診断キットB型が陽性になり、新型インフルエンザが除外される場合を除き、インフルエンザ迅速診断キットA型の結果に関わらず、新型インフルエンザ検査を行うこと。

-----

### 4. 積極的疫学調査

#### (1) 疫学調査員の決定

- 1) 保健所等は、疫学調査に専従する疫学調査員をあらかじめ決定しておく。
- 2) 疫学調査員数は、比較的短時間内（事例発生後 36 時間以内）に数十名の接触者に対して訪問・面接が可能である人数とする。
- 3) 疫学調査員の構成
  - ア 疫学調査及び感染防御策の専門的知識をもつ医師、保健師、食品衛生監視員等
  - イ 一定の研修等を行った上での他の適切な人材も活用する。

#### (2) 疫学調査員の感染防御

- 1) 保健所等は、疫学調査員のための防護具（マスク、手袋等）、速乾性アルコール手指消毒剤等をあらかじめ常備しておく。
- 2) 保健所等は、十分なトレーニングを実施する。
  - ア 標準予防策、飛沫感染予防策、接触感染予防策、飛沫核感染（空気感染）予防策等の感染防御
  - イ 個人防護具（PPE）の着脱訓練
    - ア) マスク（原則的として N95 マスクや防じんマスク DS2）
    - イ) 目の防御（ゴーグル又はフェイスシールド）、
    - ウ) 手袋
    - エ) ガウン
  - ウ 衛生学的な手洗い方法の実施
  - エ 汚染箇所や環境の適切な消毒
  - オ 感染性廃棄物の収集と破棄等
  - カ 参照  
国立感染症研究所 感染症情報センター「鳥 (H5N1)・新型インフルエンザ（発生段階 3～5）対策における患者との接触に関する個人防護具（PPE）について」（<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/05pandemic.html>）
- 4) 疫学調査員となる可能性のある職員は、事前に通常のインフルエンザワクチンを接種する。

-----  
厚生労働大臣 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針 5月22日 (抄)

積極的疫学調査を実施し、患者の濃厚接触者に対し、外出自粛など感染者を増やさないような行動を要請すると同時に、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの暴露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させることを防止する。

-----  
新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡 医療機関における新型インフルエンザ感染対策について 6月2日 別添1 (抄)

<http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/06/dl/info0602-01a.pdf>

推奨される感染対策

インフルエンザ様疾患の患者の部屋に入室するスタッフは、サージカルマスクを着用する。手指衛生の励行に努める

-----  
厚生労働省結核感染症課長事務連絡 5月1日 別紙 新型インフルエンザ (Swine-origin influenza A/H1N1) 積極的疫学調査実施要綱 (暫定版) (抄、期間を7日に改変)

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090501-02a.pdf>

## (2) 症例調査

### 1) 症例基本情報・臨床情報調査

①保健所等は、医療機関よりヒトにおける新型インフルエンザ発症を疑わせる事例の通報を受け、「疑似症例」の可能性が高いと判断した場合は、あらかじめ指定されていた医療機関等に診察を依頼すると共に、速やかに症例基本情報・臨床情報調査を行う。

②調査は症例基本情報・臨床情報調査票(添付1)を用いて行い、疑似症例と判断された場合は直ちに NESID データベース(サーベイランスガイドライン参照)に入力して症例の登録を行うと共に、当該インフルエンザウイルスに関する検査を行う。

③疑似症例発生の報告を可及的速やかに国に対して行い、必要に応じて連携・協力を依頼する。(感染症法第15条第6項)

④たとえこれまで海外や国内で発生した新型インフルエンザウイルスのヒト感染例における他者への感染性が、それ程高いものではないという情報が入っていても、調査対象となっている当該患者が保有しているウイルスがどのような性格を持つものであるか、その時点では不明であり、最大限のリスクを考慮し、同一室内で患者との対面調査を行う際には必ず个人防护具(PPE)を着用し、感染防御対策には細心の注意を払うべきである。

## 2) 症例行動調査：(感染症法第 15 条第 1 項)

①保健所等の疫学調査員は、患者行動調査票（添付 2）に基づき、患者の行動及びその間の接触者に関する詳細な聞き取りを行う。

②基本的には「疑似症患者」、「確定患者」に対して調査を実行する。

③原則的に、患者の発症前日（現時点での発症の基準は発熱の有無とするが、今後発症例から確認される病態に応じて変更される可能性がある。）より医療機関に入院し適切な感染対策がなされた時点までの行動の詳細について調査を行う。本調査は、後に続く接触者調査の根幹をなすものであり、極めて重要である。

## 3) 感染源調査：(感染症法第 15 条第 1 項)

保健所等は、患者の渡航歴その他の情報より感染源が国内に存在する可能性が高い場合には、感染源の特定を目的として感染源調査（症例さかのぼり調査）を実施する。感染源が国外に存在すると推定される場合は、その情報を国に報告する。

### ①感染源報告済み

症例さかのぼり調査の結果として、感染源となっている患者もしくはブタ（若しくは他の動物）が既に報告済みの場合には、その接触者調査の内容について検証する。

### ②感染源未特定

これまで新型インフルエンザ発生を特定されていないヒト（若しくは他の動物）からの感染の可能性が示唆される場合には、感染源となった可能性のある対象に対する調査及び当該者（あるいは動物）の接触者調査を迅速に検討、実施する。

## 4) 疫学調査員の感染防御

①疫学調査員は、新型インフルエンザ発病者（疑似症例を含む。）との接触については、直接の面談は個人防護具（PPE）を装着した上でを行い、面談時間、回数は必要最小限のものとするべきである。

②疫学調査員は、新型インフルエンザ発病者と直接接触するため、国外又は国内の他の地域において新型インフルエンザが発生している段階において、可能な限り早期にプレパンデミックワクチンの接種を行っておくべきである。

③疫学調査員が防御不十分な状態で発病者に接触した場合、当該調査員が感染した可能性が否定できないことから、リン酸オセルタミビル 75mg カプセルを 1 日 1 回（10 日間）の予防投薬を実施（接触者予防投薬）するとともに、接触後 7 日目までの健康観察（具体的には後述 6-（3）-2）参照）を行うことが望ましい。

## （3）接触者調査（感染症法第 15 条第 1, 2, 3 項）

接触者の調査を迅速に行い、適切な対応を実施することは新型インフルエンザの封じ込めや早期対応にとっては極めて重要である。以下に患者との接触者の定義及びその対応について記述する。

### 1) 患者との接触者の定義

患者との接触者とは、新型インフルエンザ発病者（疑似症患者を含む。）が発症した日の 1 日（24 時間）前より、発症した日を 0 日目として発症後 7 日目まで（発症者の症状が遷延した場合はそれ以上に伸びる場合がある）に接触した者とする。接触者の分類は以下の通りである。

### ① 危険接触者（濃厚接触者）

「新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）との濃厚接触者」高危険接触者と判明した者に対しては、可能な限り速やかに調査を実施しなければならない。以下の定義に従って接触者のリストアップを行い、リストアップされた者については、1日2回の検温を、患者との最終の接触があった日より、接触終了後7日間（最終曝露日を0日としてより7日目終了するま

で）に至るまで確実にを行うよう、協力を求める（感染症法第15条第3項）。さらに同意が得られた場合には、保健所等の公衆衛生機関において抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬を行う（添付3. 新型接触者票参照、添付4. 体温記録用紙参照）。調査の優先順位は感染危険度を指標として決定するものとし、感染危険度は原則的に以下のア→オの順とする。

#### ア. 世帯内居住者

患者と同一住所に居住する者。

#### イ. 医療関係者

個人防護具（PPE）を装着しなかったかあるいは正しく着用せずに、患者の診察、処置、搬送等に直接携わり曝露の可能性のある医療関係者や搬送担当者。

#### ウ. 汚染物質への接触者

患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く。）、排泄物などに、防護装備なしで接触した者。具体的には手袋、マスク、手洗い等の防護対策なしで患者由来検体を取り扱った検査従事者、患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等。

#### エ. 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な距離で、PPEを装着しなかったかあるいは正しく着用せずに、上記患者と対面で会話や挨拶等の接触のあった者。接触時間は問わない。勤務先、学校、医療機関の待合室、会食やパーティー、カラオケボックス、乗用車の同乗等での近距離接触者等が該当する。

#### オ. 蔓延地域滞在者

新型インフルエンザがヒト→ヒト感染し、蔓延しているとされている地域（または国）に滞在または旅行していた者。当該地域（または国）での接触歴の有無は原則として問わない。蔓延地域（または国）については、別途指定するものとする。

### ② 低危険接触者（軽度接触者）

「新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）との低危険接触者（軽度接触者）」もしくは「新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）との低危険接触者」

低危険接触者については、可能な限り速やかに調査を実施することを検討すべきである。感染危険度はア→イの順であり、ア、イのどこまでを確認し、調査・健康観察・抗ウイルス薬予防投与の対象とするかは、発生段階や患者の状況等を参考に決定する。

ア. 6-(3)-1)-①-エの直接対面接触者のうち、患者との距離が2メートルよりも近くなることがなかった者。

#### イ. 閉鎖空間の共有者

・比較的閉鎖された空間において、PPEを装着しなかったかあるいは正しく着用せずに、2メートル以内の距離で空間を共有した者。

→バス、列車、航空機等の交通機関内や、ホテル、レストラン、映画館、ホール等で行

動をともにしていなかった近距離接触者がこれにあたる。

イは不特定多数の接触者にあたり、通常の疫学調査ではその特定は困難である。従って、調査には交通機関の運営者（航空会社や鉄道会社等）や報道機関等の協力が必要となる場合が想定されるが、同時に不正確な情報に基づいたパニックや風評被害による混乱も予想されるため、正確な情報の発信、説明等の対策も考慮しなければならない。

## 2) 患者との接触者に対する調査と対応：

新型インフルエンザ患者との接触者に対する調査及び主な対応については以下の通りである。

### ①接触者のリストアップ

保健所等は、定義されている高危険接触者を確実にリストアップする。低危険接触者（前述）についても、感染の危険性を考慮に入れ、必要と判断されるレベルまではリストアップする。

### ②リストアップされた接触者の状況確認及び追跡調査

保健所等は、リストアップされて感染した恐れがあると判断された接触者に対しては、健康状態の報告を要請する（感染症法第 44 条の 3 第 1 項）。具体的にはリストアップされた者に対して、感染発症者との接触状況に関する調査を十分に行い、観察開始日より、最終曝露日を 0 日として 7 日目に至るまで毎日の健康観察を実施する。調査担当者は「インフルエンザ接触者調査票（添付 3）」に調査対象者となる接触者の情報を記録するが、調査対象者にはあらかじめ「体温記録用紙（添付 4）」を渡しておき、自己記録又は家族による記録を依頼する。原則的に、リストアップされた接触者に対しては保健所等の担当者からの面接や毎日の電話や FAX 等の連絡による健康状態の把握等の情報収集を行う。（感染症法第 15 条第 3 項）

### ③リストアップされた接触者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与（接触者予防投薬）

リストアップされた者に対しては、同意を得た上で保健所等の公衆衛生機関において抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬を行う（添付 3. 新型接触者票参照、添付 4. 体温記録用紙）。予防投薬期間は、最終曝露日を 0 日目として曝露後 10 日目までとする（例えば曝露後 3 日目に接触者とリストアップされて内服を開始した場合、曝露後 10 日目までの計 8 日間の内服となる）。

### ④リストアップされた接触者に対する指導と受診の基準

保健所等は、リストアップされて感染した恐れがあると判断された接触者に対して、「外出自粛の要請」を行う（感染症法第 44 条の 3 第 2 項）。すなわち、リストアップされた者について、自宅で待機させ、やむを得ず外出する際はマスクを着用するように指導を行う。また、新型インフルエンザの感染症状（38℃以上の発熱、急性呼吸器症状等）が認められた場合には、直ちに保健所等へ健康状態の報告を行うことについて事前に説明を行っておく。

保健所等は、対象者からの報告を受けた後、必要と判断した場合は速やかに感染症指定医療機関等の受診を指示する。発熱については重要な指標であり、特に成人例で濃厚な接触歴が確認された当該者は、受診を考慮すべきである。

#### ⑤有症状時の行動について

1) に該当する者は、人の集まる場所での活動を可能な限り避けるべきであることをあらかじめ指導しておく。症状が出現した場合、速やかに保健所等へ連絡し、その指示のもとに保健所等が指定した医療機関受診してもらう。その場合も可能な限り公共の交通機関の利用は避けるべきである旨指導する。

⑥リストアップされなかった接触者に対して調査によって接触者であることが判明したものの、リストアップする必要がないと判断された者に対しては、保健所等は可能な範囲で新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染の可能性、症状、潜伏期間等に関する説明を行い、基本的には自己観察を依頼すべきである。必要に応じて体温記録用紙（添付 4）を渡して体温測定と記録を促すべきである。また、経過観察期間中（曝露日を 0 日目として 7 日目終了まで）に 38℃以上の発熱、急性呼吸器症状が出現した場合は、管轄の保健所等に直ちに連絡し、今後の生活様式、他者との接触や医療機関受診等について相談するように依頼すべきである。

添付様式は下記参照

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090501-02a.pdf>

#### 添付資料

##### 患者滞在場所に対する環境整備・消毒について

新型インフルエンザの感染経路が、通常の季節性インフルエンザに準じるとすれば、その感染経路は『飛沫感染』が主であり、他に『接触感染』、更に特殊な条件下（エアロゾルを発生させるような患者に対する処置や検査等）における患者周囲での『空気感染（飛沫核感染）』が考慮されている。この『空気感染（飛沫核感染）』は、稀に、特殊な条件下以外における発生も否定されてはいないが、原則として、患者が退出した後の部屋においては、考慮する必要はないと思われる。

新型インフルエンザの感染経路、感染対策に関する詳細は『医療施設等における感染対策ガイドライン』を参照されたいが、以上のことを踏まえて、以下に患者が滞在していた場所に対する環境整備・消毒の方針を示す。公衆衛生関係者には、これらを踏まえて発病者の家族や関係者に対する指導を実施されたい。

#### 1. 環境整備

##### (1) 床の清掃

患者が滞在した場所の床は濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。また、明らかに患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物などが存在している箇所は消毒を行う。

##### (2) 患者が接触した箇所の消毒

患者が頻回に接触したと考えられる箇所（ドアノブ、トイレの便座、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、ベッド柵等）については、消毒薬で十分に湿らせた濡れタオルや雑巾で拭き取り消毒を行う。

##### (3) 壁、天井の清掃

患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物などが明らかに付着していない場合は通常以上の清掃の必要はない。患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄

物などが付着している場合は消毒を行う。

#### (4) 食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンは通常の洗浄・清掃でよい。衣類やリネンに患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物などが付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所を消毒する。また、可能であれば熱水消毒（80℃、10 分間以上）を実施する方法もある。

#### (5) 物品

患者が使用していた物品は、適宜拭き取り清掃を行う。

### 2. 消毒について

#### (1) 次亜塩素酸ナトリウム溶液

濃度は 0.02～0.1w/v%（200～1,000ppm）の溶液を用いる。30 分間の浸漬かあるいは消毒液を浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒や、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、また消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため、推奨されない。

#### (2) イソプロパノールもしくは消毒用エタノール

70v/v%イソプロパノールもしくは消毒用エタノールを用いて消毒を行う。消毒液を十分に浸したタオル（ペーパータオル等）、脱脂綿を用いた拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨されない。

(3) その他の消毒薬については、「医療機関における感染対策の手引き」を参照する。

### 3. 環境整備の際に着用すべきもの

清掃、消毒等の環境整備を行う際に、実施者はマスク（原則的に不織布製マスク）、ゴーグルもしくは眼を防御するもの、手袋を着用する。手袋は滅菌である必要はなく、頑丈で水を通さない材質のものを使用する。

### 4. 手指衛生について

環境整備後あるいは消毒後には手袋を外した後に流水・石鹼による手洗いもしくは速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を必ず実施する。手指衛生はあらゆる感染対策の基本であり、室内で患者の所有していた物品を触った後、食事配膳前、食事摂取前、排便・排尿後にも手指衛生を実施すべきである。また、患者発生後地域において新型インフルエンザの流行が発生する可能性があり、外出からの帰宅後にも必ず手指衛生を実施するように指導する。

-----

## 5. 感染拡大予防対策

### (1) 担当医療機関の限定

感染している可能性がある者が受診する医療機関を限定し、医療機関を介した感染拡大を抑制しながら、患者に対し感染症指定医療機関等への入院措置を行う。
--

-----

厚生労働大臣 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用

指針 5月22日 (抄)

患者（患者と疑われる者を含む。）については、新たに濃厚接触による感染者を増やさないよう、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、感染症指定医療機関等への入院とし、抗インフルエンザウイルス薬を用いて適切に治療し、新たな感染を防ぎ、感染源を減らすよう努める。

-----

## （2）患者調査の実施

- 1) 速やかに該当患者に対して積極的疫学調査を行い、診断確定に努める。
- 2) 診断が確定するまでは「自治体内（管外）発生期の対応」を継続し、確定した場合に備え、以下のことを行う。
  - ア 自治体本庁に「新型インフルエンザの可能性のある者」が保健所によって探知されたことを報告する。
  - イ 「新型インフルエンザの可能性のある者」が探知された市町村に対してその旨を情報提供し、診断確定時に備えて市町村としての感染拡大防止対策を準備するよう要請する。

-----

新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡 医療機関における新型インフルエンザ感染対策について 6月2日 別添1 (抄)

<http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/06/dl/info0602-01a.pdf>

推奨される感染対策

インフルエンザ様疾患の患者の部屋に入室するスタッフは、サージカルマスクを着用する。手指衛生の励行に努める

-----

## （3）患者との接触者に対する感染防止のための協力要請等

- 1) 都道府県等は、患者に対し積極的疫学調査を実施し、患者の同居者、患者との濃厚接触者、患者が通う学校や職場等の施設を特定する。
- 2) 都道府県等は、患者の同居者又は患者との濃厚接触者に対し、感染を防止するための協力を要請する。同時に、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を行う。
- 3) 都道府県等は、患者と同じ学校や職場等の施設に通う者に対して、患者の行動範囲等を考慮した上で対象者を特定し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を行う。

-----

厚生労働大臣 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用

指針 5月22日 (抄)

患者の濃厚接触者に対し、外出自粛など感染者を増やさないような行動を要請すると同時に、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの暴露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させることを防止する。

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡 新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について 5月13日 別紙 (抄)

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090514-01a.pdf>

・患者の濃厚接触者(2m以内で接触した者等)

保健所が毎日電話、外出自粛の要請、本人の同意のもと予防投与の対象

・上記以外

なし

・健康状態異状時に保健所に報告、保健所は厚生労働省に報告

新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡 新型インフルエンザの診療等に関する情報 (抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等) について 5月3日 別添

#### 1. 予防投与対象者

○ 十分な感染防止策を行わずに、新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者を予防投与の対象者とする。

○ 現時点では、「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」に基づき、次の表の考え方で対応する。

表1 予防投与対象者の発生段階別投与指針

カテゴリー 国内発生早期

医療従事者・水際対策関係者 投与

患者の同居者 投与

患者の濃厚接触者 (同居者を除く) 投与

患者と同じ学校・職場等に通う者 (濃厚接触者を除く) 状況により投与

地域封じ込めの実施地域の住民\* 投与

※ ただし、まん延期においては、増加する患者への治療を優先し、予防投与の効果等を評価し必要性を検討することになる。

#### 2. 予防投与の用法と用量

○ A型インフルエンザウイルス感染症の予防投与に適応があるのは、オセルタミビルリン酸塩カプセル (商品名:「タミフルカプセル75」以下、「タミフル」という)、ザ

ナミビル水和物ドライパウダーインヘラー（商品名：「リレンザ」以下「リレンザ」という）のみである。現在の添付文書上の適応に基づく、次の表となる。

表2 予防投与対象者の適応薬剤と用法用量

対象者 タミフル リレンザ

13歳未満

タミフル 適応なし

リレンザ \* 1回2ブリスター 1日1回10日間

13歳以上

タミフル 1日1回1カプセル 7～10日

リレンザ \* 1回2ブリスター 1日1回10日間

※ 予防投与に関し、現時点では、新型インフルエンザに対する抗ウイルス薬の予防効果は必ずしも明らかではないこと、また、添付文書をもとに副作用等の発現リスクがあること等について、投与対象者（未成年者の場合は保護者含む）に十分情報提供し、同意を得たうえで行うこととする。

\* リレンザについては、4歳以下に対する安全性は確立していない。また、小児に対しては、適切に吸入投与できると判断された場合にのみ投与すること。

### 3. 停留対象者への予防投与

○ 停留対象者への予防投与についても、表1における「患者の濃厚接触者に準じて処方を行う。

### 4. 処方を希望する者への事前処方

○ 不必要な予防投与による副作用やウイルスの耐性化の発生を避けるとともに、抗ウイルス薬の効率的な使用を行うべきことから、第二段階（国内発生期）における予防投与については、濃厚接触者に対して行うことを基本とする。

### 5. 予防投与の費用負担について

○ 原則、自費負担となるが、「健康観察」となる濃厚接触者への予防投与については、その一部もしくは全額を公費負担とすることも各自治体の判断で可能である。

○ なお、検疫法により停留を実施する場合には、当該者への予防投与は公費負担となる。

### 6. ファクシミリによる処方せん発行

○ 「医療体制に関するガイドライン」において、慢性疾患等を有する者については、発生前の現段階において、かかりつけの医師が了承することで、まん延期に、電話診療によりファクシミリ等を通じて処方せんを発行することができることとしている。

### 7. 疑似症例に対する投薬について

○ 確定診断がついていない「疑似症例」に対しても、タミフル等の投与は現時点では、速やかに行うことが望ましいと考えられる。

-----  
厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡 新型インフルエンザの診療等に関する情報（抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等）に係るQ&A 5月28日 別添（抄）

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/2009/05/0528-01.html>

問 積極的疫学調査で濃厚接触者と判明し、予防投与を行う場合、医師の診察が必須か。

保健所または医療機関の医師の診察が必要。

問 急速な患者の増加が見られる地域に出張や旅行等で滞在した場合には予防投与対象者となるのか。

急速な患者数の増加が見られる地域に滞在しただけでは、予防投与対象者とはならない。ただし、積極的疫学調査により滞在中に感染者との濃厚接触があったと判明した場合は、この限りでない。

問 適切な感染防御のもと感染者の診療等に携わった医療従事者・初動対処要員等については、予防投与対象者となるのか。

診療時に適切な感染防御が行われていた場合には、予防投与の必要はない。

問 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与によって、副作用が生じた場合、医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度の対象になるか。

医師の診察により医薬品が適正に使用されたと考えられる場合には対象となり得るが、医薬品副作用被害救済制度の救済給付の決定に当たっては、個別事案ごとに、薬事・食品衛生審議会が、医薬品の適正な使用による健康被害であるか等の医学的薬学的事項を判定することとなっている。

この薬事・食品衛生審議会における「医薬品の適正な使用」の判定にあたっては、抗インフルエンザウイルス薬の添付文書の記載事項のみならず、国・自治体等の指針及び指導も考慮されるものと考えている。

なお、抗インフルエンザウイルス薬による健康被害を受けた投与対象者等が、医薬品副作用被害救済制度へ請求を行う場合には、抗インフルエンザウイルス薬を投与されたことを証明するもの（投薬証明書）等が必要となることから、医療機関のみならず保健所等により投与する場合においても、医薬品の使用記録を保存する等必要な措置を講ずるようお願いしたい。

-----  
国立感染症研究所感染症情報センター 国内医療機関における新型インフルエンザ

(A/H1N1) 抗ウイルス薬による治療・予防投薬の流れ Ver. 2 5月20日 (抄)

[http://idsc.nih.go.jp/disease/swine\\_influenza/2009idsc/antiviral2.html](http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/2009idsc/antiviral2.html)

## 要旨

現時点での海外情報によると、リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）またはザナミビル（商品名：リレンザ）は効果が期待されるが、アマンタジン（商品名：シンメトレル）またはリマンタジンには耐性である。

海外情報によると、抗ウイルス薬を使用しなくても治癒している例もあり、軽症の症例が多いものの、一部のハイリスク者（高齢者、基礎疾患のある人、妊婦や乳幼児など、かかると重症化する恐れのある人）では注意が必要である。

最適な投与時期・投与量・投与方法は、新型インフルエンザに対する情報が限られた現段階では、季節性インフルエンザでの効果を基に判断せざるを得ない。

10代の新型インフルエンザ患者への抗ウイルス薬（リン酸オセルタミビル）の使用に

については、季節性インフルエンザに対する使用における異常行動との関連で出されていた使用制限は現時点でも継続しているが、医学的な理由により投与せざるを得ない場合は、投与後2日間の患者の健康状態の観察は十分に行う。

0歳児や妊娠している女性等への抗ウイルス薬の使用に関しては、以下の内容を考慮の上、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合に投与する。

予防投薬は、現在の国内患者発生をふまえ、抗ウイルス薬の適正使用に努めることが重要であることから、原則として、患者と十分な防御なく濃厚に接触した者で、インフルエンザに罹患した場合に重症化が予想されるハイリスク者を対象とする。

#### 予防投薬

抗ウイルス薬の使用にあたっては、適正使用につとめることが重要であることから、新型インフルエンザにおいては、患者の症状の重篤性等を考慮して、現在の国内患者発生をふまえ、原則として、患者と十分な防御なく濃厚に接触した者で、インフルエンザに罹患した場合に重症化が予想されるハイリスク者を対象とする。

なお、濃厚接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康観察、症状発生時は電話連絡の後、速やかに医療機関に受診するよう十分に指導を行うことについては、継続して実施する。

投与量・投与期間に関しては、今後、症例の蓄積等により、変更することもあり得るが、現時点では、季節性インフルエンザに準じて、実施することとする。

-----

#### (4) 搬送従事者の健康観察

適切な感染防御をせずに患者搬送し、搬送終了後に患者が新型インフルエンザであると判明した場合は、保健所は搬送従事者の健康観察を行う。

#### (5) 地域対策及び職場対策

-----

厚生労働大臣 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針 5月22日 (抄)

感染の初期においては、学校(大学を除く。以下同じ)・保育施設等の臨時休業は感染拡大防止に効果がある。したがって、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、また、発生した患者が児童・生徒等以外であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがある場合、学校・保育施設等については、市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業を要請する。

休業の要請については、一週間ごとに検討を行い、感染状況を踏まえ、症状がある者を休ませるなど感染防止策の徹底を前提とした上で、臨時休業の解除を要請する。

解除後に患者が発生した学校・保育施設等については、個別に臨時休業を要請する。

大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。

-----

## 6. 医療体制

### (1) 基本的な対応

都道府県内において入院措置による感染拡大防止効果が十分に得られなくなる状態まで、感染症指定医療機関等への入院措置及び抗インフルエンザウイルス薬等の投与を行う。

### (2) 発熱相談センターの継続

- 1) 第二段階に設置した発熱相談センターを継続する。
- 2) 感染の疑いがある者への指導
  - ア マスク等を着用の上、発熱外来を受診するよう指導する。
  - イ 受診するよう指導した発熱外来の電話番号を本人又はその家族等に伝える。
  - ウ 受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。

-----  
厚生労働大臣 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針 5月22日 (抄)

患者については、インフルエンザ様症状が見られた場合には、まずは、発熱相談センターに電話で相談し、その後、指示された発熱外来を受診する。  
-----

### (3) 発熱外来の対応

- 1) 感染の可能性があるとは判断された者を診療する医療従事者は、個人防護具装着等十分な感染防止策を行い、他の患者と接触しない動線を確認して対応する。
- 2) 感染の可能性があるとは判断した場合、直ちに保健所に連絡する。なお、当該者の個人情報保護には十分に留意する。
- 3) 感染の可能性がないと判断した場合、当該者に適切な情報を提供し、必要があれば医療を提供する。
- 4) 保健所はこれらの対応に関する情報収集を行い、問題があれば調整等を行う。

### (4) 発熱外来に関する留意事項

- 1) 行政の対応
  - ア 都道府県等は、可能な限り早期に整備する。
  - イ 都道府県等や医療機関等は、ポスターや広報誌等を活用して発熱外来に関する情報を住民に周知する。
  - ウ 都道府県は、感染対策資器材の調達、人材の配分、プレパンデミックワクチ

ン接種体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬の確保等を行う。

2) 慢性疾患患者に対するかかりつけ医の対応

ア 発熱を有する場合にはまずかかりつけ医に電話して受診医療機関の指示を受けるよう指導する。

イ 発熱外来の受診を指導した場合

ア) 発熱相談センターに電話で受診する発熱外来の指示を受けるよう指導する。

イ) 受診する発熱外来に患者の基礎疾患等を記した紹介状をファクシミリ等で送付する。

3) 保健所はこれらの対応に関する情報収集を行い、問題があれば調整等を行う。

-----  
厚生労働省指導課長事務連絡 新型インフルエンザ国内発生に備えた、医療機関等における医療体制の整備について 4月29日 参考資料

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090430-01b.pdf>

◆ 医療機関以外の場所（公共施設等）や医療機関の駐車場（屋外）

などに発熱外来を設置する場合の取扱いについて発熱外来については、市町村の公共施設に設置するという対応や、また、他の患者への感染を防ぐ観点から、医療機関の駐車場（屋外）にテント等を設置し、発熱外来とする対応が想定される。

一方、診療所の開設に当たっては、医療法上の許可・届出による規制があり、また、手続に時間を要することが予想されるため、発熱外来の速やかな設置に支障を来すことが考えられる。

発熱外来を医療機関以外の場所（公共施設等）や医療機関に隣接する屋外などに設置する場合の診療所開設の取扱いについて、厚生労働省の考え方如何。

（答）

新型インフルエンザの発熱外来の設置については緊急性を要するものであるから、このような事態を想定し、発熱外来の設置許可申請書の提出を事前に行い、事態発生時には届出等をもって直ちに許可を与えるなど、緊急事態発生時における手続上の対応に関する行動計画を事前に都道府県や地域医師会等と連携して策定するなどの対応が必要と考える。

ただし、これらの対応はやむを得ない場合であって、一時的なものに限るものであり、常態化することは認められず、感染拡大の防止等安全性の確保には十分に注意する必要がある。

-----  
**(5) 一般病院及び診療所等の対応**

1) 発熱外来を設置していない病院又は診療所が遭遇する場面

ア 感染を疑う者が直接、受診してしまう。

- イ 受診している一般来院者で感染している可能性が確認される。
- 2) 来院者について感染の可能性があるかと判断した場合、直ちに保健所へ連絡し、受け入れに適切な感染症指定医療機関等の指示を受ける。
- 3) 感染の可能性があるかと判断した者への対応
- ア マスク等を着用の上、保健所から指示のあった感染症指定医療機関等を受診するよう指導する。
- イ 受診する医療機関等への搬送は、医療機関又は保健所の搬送車等により行う。自家用車の利用も検討する。公共交通機関の使用を避ける。
- ウ 自家用車にて移動する場合
- ア) 当該者の携帯電話等の連絡先を受診する医療機関等に伝える。
- イ) 受診する医療機関等の電話番号を本人又は家族に伝える。
- ウ) 受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- 4) 感染の可能性があるかと判断したものに関する情報を搬送者に伝え、十分な感染防止策をとらせる。
- 5) 感染の可能性があるかと判断した者が待合室等で接触したと思われる一般来院者及び医療従事者について、連絡先等を記載した名簿（連絡名簿）を作成しておき、後に保健所から求めがあった場合に提出する。
- 6) 感染の可能性がないと判断した場合、当該者に適切な情報を提供し、必要があれば医療を提供する。
- 7) 保健所はこれらの対応に関する情報収集を行い、問題があれば調整等を行う。

-----

新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡 医療機関における新型インフルエンザ感染対策について 6月2日 別添1 (抄)

<http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/06/dl/info0602-01a.pdf>

#### 推奨される感染対策

すべての医療機関において、すべての外来患者を含む来訪者に対する発熱や咳、くしゃみなどのインフルエンザ様症状を指標としたスクリーニングを行う。医療機関の入り口に近いところでその有無をチェックする

インフルエンザ様症状を呈している患者と、そうでない患者を別の領域に誘導する  
これらの業務に従事するスタッフは、常時サージカルマスクを着用することが望ましい

インフルエンザ様症状を呈している患者に対して迅速診断キットやウイルス分離・PCR検査のための検体を採取する場合は、それに加えて目の防護（ゴーグルまたはフェイスシールド）と手袋を着用する。この手技は、他の患者からなるべく離れた場所で行うようにする

インフルエンザ様疾患の患者に対して入院加療が必要な場合、用いる病室は個室が望ま

しいが、他の患者と十分な距離を置くことのできる状況では、インフルエンザ様疾患の患者を同室に収容することも考慮する

インフルエンザ様疾患の患者の部屋に入室するスタッフは、サージカルマスクを着用する。手指衛生の励行に努める

インフルエンザ様疾患の患者に対する気管支鏡、気管内挿管などのエアロゾルを発生するリスクのある手技は、個室で行い、スタッフはサージカルマスクに代えてN95マスクまたはそれ以上の性能の呼吸器防護具、眼の防護（ゴーグルまたはフェイスシールド）、手袋を着用することが望ましい

常に、標準予防策や手指衛生も忘れずに行う

-----

### （6）感染症指定医療機関等の対応

- 1) 感染の可能性があると判断された者を診療する医療従事者は、個人防護具装着等十分な感染防止策を行い、他の患者と接触しない動線を確認して対応する。
- 2) 感染の可能性があると判断された者について、ウイルス検査に必要な検体を採取し、保健所に提出する。
- 3) 患者であると診断した場合
  - ア 直ちに保健所に連絡する。
  - イ 感染症法に基づく入院の対象として入院治療を開始する。
- 4) 患者とは判断できないが感染の疑いが残ると診断した場合、任意入院を勧奨する。
  - ア 任意入院同意者への対応
    - ア) 他の新型インフルエンザ患者とは病室等を別にするなど工夫する。
    - イ) 検査の結果が陽性であれば、感染症法に基づく入院の対象とする。
    - ウ) 検査の結果が陰性であれば、病状に合わせた治療（入院継続又は退院・転院）を検討する。
  - イ 任意入院非同意者への対応
    - ア) 保健所に入院非同意者に係る情報を提供する。
    - イ) 都道府県等は、感染していると疑うに足りる正当な理由があると認めた場合、当該者に対して次の対応をとる。
      - a 積極的疫学調査
      - b 健康診断又は感染を防止するための協力要請
    - ウ) 検査の結果が陽性であれば、保健所は、その結果を入院非同意者に連絡し、感染症指定医療機関等への入院措置を実施する。
    - エ) 検査の結果が陰性であれば、保健所は、その結果を入院非同意者に連絡する。
- 5) 保健所はこれらの対応に関する情報収集を行い、問題があれば調整等を行う。

-----

厚生労働省健康局結核感染症課長通知 退院に関する基準の考え方について 5月27日 別紙（抄）

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/05/dl/info0528-01.pdf>

新型インフルエンザについて、法第 22 条第 1 項に規定する「病原体を保有していないことが確認されたとき」とは、症状が消失してから実施する 24 時間以上の間隔を置いた連続 2 回の PCR 法により、鼻腔ぬぐい液、鼻腔吸引液又は咽頭ぬぐい液の検体から病原体の遺伝子が検出されないことが確認された場合であって、発症から 7 日間を経過しているときとする。

なお、退院させなければならない基準は上記のとおりであるが、患者（未成年者の場合は保護者を含む）が感染防止対策を理解し、退院後も実践でき、かつ適切な医療の提供が受けられると判断される場合など、法第 19 条に規定する「まん延を防止するため必要があると認めるとき」に該当しなくなったときには、入院勧告等を解除し、退院させることができる。

#### **(7) 都道府県等の対応**

- 1) 感染の可能性がある者に関する報告を受けた場合、管内の感染症指定医療機関等に連絡をとり、当該者の受け入れを調整する。
- 2) 採取された検体を地方衛生研究所に運搬し、検査を実施する。
- 3) 検査の結果が判明したら、直ちに検体採取医療機関等の関係機関に報告する。
- 4) 結果が陽性の場合
  - ア 同居者及び連絡名簿に記載されている者等に対して次の対応をとる。
    - ア) 積極疫学調査
    - イ) 健康診断又は感染を防止するための協力要請
- 5) 都道府県は、厚生労働省と連携し、感染症指定医療機関等に対して抗インフルエンザウイルス薬、感染対策資器材等が円滑に供給されるよう調整する（抗インフルエンザウイルス薬については、「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」を参照）。
- 6) 保健所はこれらの対応に関する情報収集を行い、問題があれば調整等を行う。

新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針における厚生労働省への情報提供、相談等について  
5月25日 記（抄）

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/05/dl/info0526-01.pdf>

自治体においては、域内の患者の状況を常に把握し、その転帰及び重篤化のおそれのある基礎疾患等の状態を定期的（原則、毎日）に本部に連絡して下さい。  
連絡に当たっては、原則、全ての患者の状況を把握していただき情報提供いただくこととなります。別紙様式を参考にして下さい。

-----

## (8) 隣接保健所、隣接自治体との広域連携

患者の受診動向が保健所や自治体の区域を越えている地域の場合、隣接保健所、隣接自治体における医療体制の状況を相互に確認し、対応に活用する。

## 7. 診断・検査

### (1) 業務体制の調整

- 1) 事前に作成した COOP (BCP) を元に行動を統制し、その計画に基づき情報管理を行う。
- 2) 手続きを簡略化できるように体制を備える。
- 3) 他施設から協力要請があれば、可能な限り協力支援に努める。
- 4) 感染症指定医療機関・協力医療機関および発熱外来等
  - ア 疑い患者全てに対応できる診療体制を整備する。
  - イ 検査を限定的にしか行わない体制に直ちに移行できるように調整しておく。
  - ウ 要観察例の症例定義の確認が重要であり、常に情報が入手できるようにする。
  - エ 通常のインフルエンザ HA 迅速診断キット等を適正に使用し、要観察例を安易な判断で提出しない。
- 5) 保健所は、検体の受け取りを行う医療機関等が限定されることにあわせて、全体の業務体制を整える。
- 6) 地衛研は、診断検査を最優先に実施できる施設内協力体制をとる。
- 7) 都道府県は、発生段階に関する情報提供などの通達を速やかに行う。

### (2) 危機管理対応と情報管理

- 1) 疫学調査で患者の接触歴、感染経路を辿れない状態になるまでの保健所の対応
  - ア 『要観察例』の報告を受けた場合、可及的速やかに検体の受け取りを行う。
  - イ NESID へ患者情報および検体情報を登録し、ID 番号を取得する。
  - ウ ID 番号を添付した検体を同日中に「地衛研」へ提出する。
  - エ NESID の疑い症例調査支援システムに必要なデータの入力を行う。

-----

厚生労働省健康局結核感染症課長通知 新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について 5月22日 別紙(抄)

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090522-02a.pdf>

新型インフルエンザ

#### (1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

## (2) 臨床的特徴

咳、鼻水又は咽頭痛等の気道の炎症に伴う症状に加えて、高熱(38℃以上)、熱感、全身倦怠感などがみられる。また、消化器症状(下痢、嘔吐)を伴うこともある。

なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

## (3) 届出基準

### ア患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状\*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと、医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-time PCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

### イ無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-time PCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

### ウ疑似症患者

医師は、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状\*1があり、医師が新型インフルエンザを臨床的に強く疑った場合とする。

### エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法（Real-time PCR法、Lamp法等も可）による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

#### エ感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする。

#### \*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉

イ) 咽頭痛

ウ) 咳嗽

エ) 発熱または、熱感や悪寒

\*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

#### 症例定義改定についての Q&A

問 医師が、新型インフルエンザを臨床的に強く疑った時とはなにか？

インフルエンザ様の臨床症状（38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状）、迅速診断キットの結果などを踏まえ、診察した医師が判断する。

なお、インフルエンザ迅速診断キットによって、A型陽性だった場合には、原則、疑似症患者の定義に当てはまり、保健所への連絡を要するものであるが、インフルエンザ迅速診断キットによってA型陰性B型陰性の場合やインフルエンザ迅速診断キットがない場合であっても、別添の資料等を参考に医師が、強く疑った場合には、保健所への連絡を要する。

厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡 新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について 5月25日 別紙（抄）

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/05/dl/info0525-01.pdf>

問 疑似症患者と医師が判断したらすぐに届出が必要なのか？

直ちに届出が必要なわけではありません。

インフルエンザ様の症状、インフルエンザ迅速診断キットの結果を踏まえ新型イン

フルエンザが臨床的に強く疑われる場合は、原則、医師は疑似症患者と判断し、保健所に疫学的な情報を含めて連絡することになります。

この段階では、疑似症患者ではあるものの、「感染を疑うに足りる正当な理由がある」（以下「正当な理由」とする）という要件が不足しているため、法に基づく届出の対象にはなりません。

医師からの連絡をうけ、保健所・都道府県等において疫学的な情報から「正当な理由」があるかどうかについて検討し、あるとされた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下法という）第 12条第 1項に基づき医師は疑似症患者の届出を行う義務が生じます。

-----  
厚生労働省健康局結核感染症課長通知 新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について 5月22日 記(抄)

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090522-02a.pdf>

医師は、別紙 1 の症例定義に基づき、新型インフルエンザの疑似症患者と診断した場合には、直ちに以下の疫学的な情報を最寄りの保健所に連絡する。

- ・感染が報告されている地域(国内外)への渡航歴・滞在歴
- ・新型インフルエンザ患者又は新型インフルエンザが疑われる患者との接触歴
- ・患者の周囲(職場、学校、家族など)にインフルエンザ様症状を呈している者がいるか等

当該連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)の本庁に報告を行うとともに、迅速な対応を講じるため、併せて、厚生労働省に報告する。都道府県等は、当該疑似症患者が感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律(以下「法」という。) 第 2条第 8項に規定する「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由があるもの」に該当するかについて検討する。

なお、「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由があるもの」については、疫学的に感染の疑いが濃厚であるかどうか等を勘案して判断することとなる。

検討の結果については、保健所から当該患者を診察した医師に伝え、疑似症患者であっても当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由があるものについては、法第 2条第 8項に規定に基づき、患者とみなし、医師は、法第 12条第 1項に規定により、都道府県知事に別紙 2 を届ける。

最終的な確定は、(地方衛生研究所の)検査結果をもって行う。医師は、この確定した患者または無症状病原体保有者について、法第 12条第 1項の規定に基づき別紙 2 を用い、直ちに最寄りの保健所へ届出を行う。

#### 症例定義改定についての Q&A

問 「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由」とは何か。

通知に示しているとおり、「疫学的に感染の疑いが濃厚であるかどうか等を勘案して判断することとなる」が、具体的には以下のような観点を総合的に加味して判断することとなる。

感染が報告されている地域(国内外)での滞在又は旅行歴

・まん延していると考えられる地域（5月21日時点で、米国（本土）、メキシコ、カナダ）

・まん延しているとは考えられていない地域ではあるが急速な患者数の増大が見られる場合

新型インフルエンザ患者との濃厚な接触歴がある

職場、学校または家庭などにおけるインフルエンザ様症状の発生状況

・インフルエンザ様症状を呈している者が、患者の周囲に3名以上いる場合  
他の疾患を強く疑われる場合でないこと

・患者の周辺に、他の疾患が流行していない場合

-----

厚生労働大臣 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針 5月22日（抄）

今回の新型インフルエンザは季節性インフルエンザと症状が似ていることにかんがみ、患者が発生していない地域であっても、学級閉鎖などインフルエンザ様症状を有する者の増加等が見られる場合、新型インフルエンザかどうかを判別するために、新型インフルエンザウイルスの確定診断のための検査（PCR検査）を積極的に活用し、感染の実態をいち早く把握することが重要である。

今後は、PCR検査は、新型インフルエンザ発生国あるいは発生地域において患者との接触が強く疑われ、かつ、発熱等の症状がある者に対し、優先的に行う。

厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡 新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について 5月25日 別紙（抄）

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/05/dl/info0525-01.pdf>

問 疑似症患者の届け出をした場合、必ずPCR検査を行わなければならないのか？

疑似症患者であってかつ「正当な理由がある」と判断された場合、法に基づく届出をした後、診断を確定するために原則、保健所を通してPCR検査を行っていただきます。

-----

厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡 新型インフルエンザウイルスの確定診断について 5月18日（抄）

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090519-01.html>

本日以降、地方衛生研究所及び検疫所において判明した検査結果をもって、新型インフルエンザ患者の確定とすることといたしましたので、関係機関への周知をお願いいたします。

-----

厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡別紙 新型インフルエンザウイルス診断検査の方針と手引き（暫定版）5月1日（抄）

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090501-02b.pdf>

#### 保健所の役割

『疑似症例』の報告を受けた保健所は、医療機関等から検体を受け取り、検体を診断検査する地方衛生研究所へ提出する。地方衛生研究所から提出した検体が『確定例』と報告を受けた際は、保健所は直ちにその検体を採取した医療機関等に『確定例』の報告を行い、保健所に『確定例』の正式な届出を行うように依頼する。

疫学調査で患者の接触歴、感染経路を辿れない状態になるまでは、『疑似症例』の報告を受けた所轄保健所は、可及的速やかに検体の受け取りを行い、NESIDへ患者情報および検体情報を登録し、ID番号を取得する。保健所はID番号を添付した検体を同日中に「地衛研」へ提出する。同時にNESIDの疑似症例調査支援システムに必要なデータの入力を行う。

#### 臨床検体の種類と採取時期

##### 1) 遺伝子検出検査のための検体採取

○ 新型インフルエンザの症状等を認める患者の場合：咽頭ぬぐい液、鼻腔吸引（ぬぐい）液、気管吸引液、肺胞洗浄液のうち、咽頭ぬぐい液、鼻腔吸引（ぬぐい）液の採取が推奨される。

※ 原則として積極的疫学調査を行っている初期段階においては、咽頭ぬぐい液と鼻腔吸引（ぬぐい）液の両方を採取する。

※ これらの検体は、ウイルス分離、PCRによる遺伝子の検出に使用される。

※ 上記検体は再検査ができるように検体採取の際に医療機関等では、1回に2検体分採取し、保健所では、予めNESIDシステムにおいて検査依頼票を2枚発行し、ラベルには同一患者からのものであることがわかるように、No1, No2などの番号を付し、(2検体を地衛研へ送付する。)

(※ 地衛研ではNo2検体を予備として保管する。)

##### 2) 検体採取時期

○ 遺伝子検出用検体は、検体中にウイルス量が最も多い発症後1-4日目に採取することが推奨される。

○ 遺伝子検出検査のみを行う場合も、発症後の早い時期の採取が推奨される。(発症後10-14日目の検体でもPCRでは検出可能とされているが、多くの場合は陰性となるケースが多い。)

-----  
国立感染症研究所感染症情報センター 「新型インフルエンザ (swine-origin influenza A/H1N1)」 ヒト感染例に対する検査診断 (医療機関から地方衛生研究所への流れ) Ver.1 5月1日

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090501-02d.pdf>

##### 1) 疑似症例発生前の対応

① 新型インフルエンザ(swine-origin influenza A/H1N1)疑似症患者が受診する可能性のある医療機関あるいは発熱外来に、(下記)の物品を必要数搬送しておくとともに、適切な検体採取方法と地方衛生研究所への搬送方法について、説明しておく。

・ ウイルス検査用滅菌綿棒(室温保存)

・ 1～2mL に小分けしたウイルス輸送培地(Virus transfer medium: 以下、V TM\*\*) (冷凍保存: -20℃で1年保存可能)

② (上記)の物品は、迅速対応に資するために保健所にも十分量保管しておく。

③ 医療機関あるいは発熱外来から、地方衛生研究所に検体を搬送するための方法を決めておく。

## 2) 疑似症例発生後の対応

① 疑似症例の検体を、適切な状態(冷蔵)で地方衛生研究所に搬送するか、あるいは、搬送方法を指導する。

② NESID(疑い症例支援調査システム)により発行した検査依頼票の右下にあるラベル(サンプル貼付用検体ナンバー)を切り取り、医療機関で採取された検体容器に貼付してもらう必要があるため、医療機関にその旨連絡する。ラベルを貼付した検体を検査依頼票とともに、医療機関から地方衛生研究所に搬入する。検査依頼票は、一検体につき一枚であるので、複数検体の場合には、検査依頼票と検体が照合可能なようにしておく。

③ 地方衛生研究所で実施された結果が判明した場合は、速やかに医療機関あるいは発熱外来に連絡するとともに、関係部署で情報を共有する。

④ 陽性であった場合は、確定例となるが、医師が強く新型インフルエンザ(swine-origin influenza A/H1N1)を疑うにも関わらず、陰性の結果が出た場合は、再度検査を依頼し、地方衛生研究所に搬送する。

-----

厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡 新型インフルエンザウイルスの確定診断について 5月18日 (抄)

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090519-01.html>

今後は、地方衛生研究所及び検疫所が、検査結果の判定について評価が困難な場合等に確認検査を行う場合に限り、国立感染症研究所に患者検体を送付いただくこととなりますので、厚生労働省及び国立感染症研究所にご連絡くださいますようお願いいたします。

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局長事務連絡 新型インフルエンザの診断検査のための検体送付について 5月4日 (改変)

国立感染症研究所へ送付するにあたっては、次の宛先に送付することとし、事前に国立感染症研究所村山庁舎(TEL 042-561-0771)業務管理課に次の連絡事項とともに、送付する旨を連絡すること。

### 【連絡事項】

① 保健所名、担当者、問い合わせ連絡先電話番号

② 送付予定年月日、時間、(可能であれば到着予定時間)

- ③ 検査地方衛生研究所
- ④ 送付検体数
- ⑤ NESID の検体ナンバー

【送付先】

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園4-7-1  
国立感染症研究所「新型インフルエンザ検査受付係」

また、送付に当たっては、事前に地方衛生研究所へ連絡し、NESID の検体ナンバーを伝えるとともに、地方衛生研究所が検体情報入力フォーマット(Excel ファイル)に入力する臨床検体番号を、確認の上、その番号記載したラベルを送付検体に付すこと。なお、「新型インフルエンザウイルス検査対応指針と検体搬送のガイドライン」の「第5章 ラベリング」、「第6章 臨床検体の輸送」に沿って行うこと。

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡 新型インフルエンザ対  
新型インフルエンザの診断検査のための検体送付における技術的情報について 5月  
13日 記(抄)

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090514-05.html>

1 検体の梱包等について

検体の梱包に当たっては、別紙資料に示す包装、表示、ラベル(感染性物質分類、カテゴリーB)を踏襲することにより航空機での貨物輸送が可能です。貨物輸送の方法の詳細については、利用する航空会社に照会の上、必要な手続きをとってください。

なお、各航空会社の取扱い窓口等の情報は、HP等をご参照ください。

「カテゴリーB」で臨床検体を送付する際の梱包等について(PDF)

(参考)

ANA cargo <http://www.ana.co.jp/cargo/information/eigyoo/index.html>

JAL cargo <http://www.jal.co.jp/jalcargo/dom/office.html>

2 検体の運送手段について

迅速な検体搬送が要求される現状においては、各地域における検体搬送の緊急性に応じた適切な輸送手段を検討した上で、国立感染症研究所と調整願います。

厚生労働省結核感染症課事務連絡 新型インフルエンザ検査のための検体の緊急搬送  
に対する協力について 5月5日(抄)

検体の搬送時に大渋滞が発生している場合など、速やかな搬送を行う上での支障が生じている場合、警察の協力を得られるよう要請を行うことができることとなりました。

-----

## 8. 抗インフルエンザウイルス薬

### (1) 抗インフルエンザウイルス薬備蓄・流通確認

## **(2) 濃厚接触者に対する予防投薬開始**

発症例に対する積極的疫学調査を行い、濃厚接触者で予防投薬の対象となる者について抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

## **9. ワクチン**

### **(2) パンデミックワクチン**

パンデミックワクチンが供給され次第、接種対象者に接種を開始する。

## **10. 事業所・職場への対応**

### **(1) 医療対応、積極的疫学調査**

- 1) 事業所で従業員が発症した旨の連絡を受けた場合、今後の治療方針（搬送先・搬送方法）について指示を出す。
- 2) 従業員の同居家族が発症した旨の連絡を受けた場合も同様である。
- 3) 入院勧告・自宅療養、濃厚接触者への外出自粛要請等の対応をとる。

### **(2) 事業活動への要請**

- 1) 都道府県等は、社会機能の維持に関わる事業者には事業の継続を要請する。
- 2) 都道府県等は、感染拡大防止の観点から、不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者には事業活動の自粛を要請する。
- 4) 都道府県等は、救援物資については、地域外等の民間事業者に拠出要請を行う。
- 5) 発症段階の開始、終了を都道府県と相談の上宣言し、関係者に伝える。

### **(3) 地域封じ込め時の対応**

都道府県等は、地域封じ込めを実施する場合、新型インフルエンザ対策本部の決定に基づき、事業者に対して次の要請を行う

- 1) 不要不急の業務を縮小すること
- 2) 交通事業者における地域内での運行自粛

## **11. 個人・家庭への周知・対応**

### **(1) 本人、家族等が発症した場合の対応（発生早期の段階）**

- 1) 発熱・咳・全身痛などの症状がある住民からの電話等での問い合わせを受け、発熱外来等への受診の指示を行う。その際、医療機関への電話での事前連絡、マスクの着用を指示し、適切な交通手段について情報提供する。

2) 感染している可能性が高い同居者等やその濃厚接触者に対し、法律に基づく外出自粛の要請、保健所への健康状態の報告、状況に応じては抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等）の配付について、説明を行う。

## **(2) 住民生活の支援**

1) 市町村と連携して、必要な情報を適宜提供し、根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしない。

2) 発熱相談センターを設置し、住民からの専門的な相談を担う。

3) 市町村が行う要援護者支援の状況を確認し、必要があればその取り組みを支援する。

## **12. 情報提供・共有**

### **(1) 地域医師会・医療機関**

1) 要観察例が受診することを伝える

2) 行政がウイルス検査を実施することを説明する。

3) 管内の発生状況について情報を共有する。

4) 厚生労働省から示された診断、治療方針について周知する。

5) 行政による封じ込め対応について情報提供する。

### **(2) 市町村**

1) 発生地域と発生日時、患者数を知らせる。

2) 封じ込め対応について情報提供する。

## **13. 埋火葬**